

令和4年度 農地中間管理事業実施状況に関する意見について

令和 5 年 6 月 23 日

宮城県農地中間管理事業評価委員会

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

① 宮城県

令和5年度から本格化する地域計画の策定に向け、各圏域に推進地区を設定するとともに、実質化された「人・農地プラン」の207地区から4地区を将来ビジョン地区に設定し、課題解決のため重点的に指導助言してきたことは高く評価できる。今後はこれらの地区で得られた知見を、令和6年度末までに策定が設定されている地域計画の作成に活かしていただきたい。

また、地域農業が維持継続していくためには、国の財政支援の拡充が欠かせないので、県の必要額を踏まえた十分な予算が獲得できるよう積極的に要望されたい。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

担い手集積支援事業の中山間地域の集積タイプの採択要件を見直した結果、助成金交付経営体が大幅に増加したことは事業量拡大にも寄与しており評価できるが、その一方で一経営体の助成額が減少したことは残念である。

また、機構借入面積や機構貸付面積が目標面積に対して毎年度大幅に下回っているが、その理由を分析し明確にするとともに、過大な目標であれば変更することも検討すべきでないかと考える。

③ その他

なし

2 推進体制

① 宮城県

宮城県農地集積推進本部と各圏域に地方推進本部を設置し、合同会議の開催や、農地中間管理事業推進チームリーダー及び担当者会議を開催し、意見交換を行うとともに、研修会を実施し職員のスキルアップを図ったことは評価できる。

機構から要望のある地域コーディネーター（CD）の他県並水準への報酬引き上げについては、財政当局の理解を得るよう働きかけていくことが必要である。

併せて、地域計画の策定に向けてモデル地区の取組のマニュアル化と策定主体のマンパワー不足を解消できる予算の確保も不可欠である。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

新型コロナウイルス感染症により活動が制限されるなかで、事業推進にきわめて重要な役割を果たしている地域コーディネーター（CD）の勤務形態を実情に合わ

せて弾力的に運用するとともに、令和5年度から1名増員して体制強化が図られたこと、および情報連絡会議を定期的で開催し、また各種研修会を通じて情報の共有化を図られたことは、大きな成果であり評価できる。

また、地域コーディネーター（CD）のモチベーション向上と一層の活躍を期待する観点からも待遇改善は必要なことから、東北各県と同等水準に報酬を引き上げるよう強く県に要望していただきたい。

なお、令和7年度以降の地域コーディネーター（CD）の役割等を整理した上で、令和6年度までの活動方針等を整理する必要があると思われる。

③ その他

なし

3 推進方法

① 宮城県

モデル地区の一つに中山間地域も含め、地域特性を生かした高収益作物の導入や栽培支援、販路開拓支援などを具体的に検討していることは評価できる。何を栽培するかもさることながら、どう売り出すかが大事だと思う。どんなによい商品でも、世に認知されなければ売れないし、売り出しの仕方によって消費者が受ける印象はかなり変わる。商品を世に送り出すところは、農業者個人の努力でやる部分もあれば、県や市町村が担う部分もあるし、外部の力を借りることもある。農地集積して作って売って、消費者に喜んで買ってもらって、もうかって投資して更に集積して、という循環がうまれることが事業の目的であってほしい。

併せて、今後はモデル事例の横展開を図り、「地域計画策定推進緊急対策事業」を活用し計画している様々な施策を実施するとともに、県が市町村や農業委員会をしっかりとリードしていただきたい。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

CDの体制について、令和5年度から1名増員できたことは大きな成果であり評価できる。企業の農業参入については避けては通れない課題であり、拒否感が強いと推察される高齢農業従事者を含め、その有効性・必要性の理解浸透が重要な鍵となる。このため、令和4年度に好評だった企業の農業参入のシンポジウムを継続的に開催していただきたい。また、中山間地域において成果のある機構パッケージ型支援についても、引き続き推進していただきたい。

③ その他

農業経営基盤強化法改正前（令和4年度）までの推進方法と、法定化された地域計画が策定された以降（令和7年度以降）の推進方法、そして移行期（令和5、6年度）の推進方法に継続性があるのか否かがよく理解できないので、その点の整理をお願いしたい。

4 事業実績

- ① 機構借入関係 C
- ② 機構貸付関係 B
- ③ 機構管理関係 A
- ④ 機構条件整備（実績無し） 評価対象外
- ⑤ 貸付希望者リスト掲載関係 C
- ⑥ 借受希望者リスト掲載関係 A

【事業全体に対する意見・提言】

農業者の減少や高齢化に伴い、農地中間管理事業も当初の集積率から鈍化傾向が続いており、厳しい状況が続いている。令和5年度からすべての市町村で地域計画を新たに作成することになり、市町村や農業委員会の事務作業量が膨大となることは必至。果たして2年以内に十分な内容を伴った計画ができるのか心配である。このため県は、この法改正に基づき作業が適切に進められるよう、一丸となって関係機関に指導助言を行う必要がある。

法定化された地域計画の策定後における農地中間管理機構の役割、事業はどうなるのか。法律により農地中間管理事業の実施状況を評価すること自体は理解するが、評価の在り方や評価方法について再検討する必要があるのではないかと。

事業開始から間もなく10年となり、今後、借り手の廃業や相続が増えてくると思われる。借り手が個人の場合、および法人であっても実質個人事業の場合、引退・死去すると新たな借り手を見付けることが必要となるので、集積した以降も借り手同士の橋渡しを行い、借り手同士の横のつながりを維持する役割を担うことがこれまで以上に重要になってくると推察する。今後、農業委員会が事業の中心となり機構の役割に変容があるとしても、機構がこれまで蓄積してきた知識や経験等をいかして、農業委員会とともに取り組んでいてもらいたい。

農地中間管理事業も事業開始から10年弱が経過し、その間に外部環境が大きく変化している。とくに至近のデジタル化・DXによる農業のスマート化の進展や、ロシアのウクライナ侵略を契機とした食料安全保障論議の盛り上がり、あるいは『食料・農業・農村基本法』見直しや農業のグリーン化の動きなど、将来の農業のあり方に大きな影響を及ぼすインパクトの強い変化が起きており、本事業についてもそれらの変化を踏まえた施策が取り込まれ始めていると感じている。これらの変化に共通しているのは『日本の農業の持続性の確保とそのため強化』と捉えており、その意味で農地中間管理事業がこれまで以上にその重要性を高めていると考える。

その一方で、農地中間管理事業は、土地の集約・集積という当事者間のきわめて高い調整力を必要とする事業であり、効率的な事業進捗を図るためには様々な課題があるものの、現状ではそれらの課題を解決する資金やマンパワーが十分に投入されているとは言い難い状況にあると思われる。今後は賃貸契約件数の増加に付随して想定される賃借料徴収の困難化・未収化への対応や、事業開始10年を迎え満期となる契約更新に伴い発生する新たな業務の増加など、円滑な事業運営に向けた更なる予算確保や人の手当てが必要になる。国や県など関係箇所と課題共有を図りながら取り組みを進めていただき

たい。

中間管理事業の成果を通して宮城・東北の強みである農業がさらに強くなることは、稼ぐ力を高め、新たな担い手の確保に繋がるなど地域の活性化に向けてきわめて重要であり、自給率の低いわが国においてもまた同様に重要である。いま起きている外部環境の変化は、こういう中間管理事業の意義・必要性を社会に知らしめる絶好の機会であり、社会的理解が広がることで十二分な事業推進のための資源投入がなされ、現場の事業環境が大きく好転するものと期待したいし、ぜひそういった流れを創っていただきたい。

保守性が強く高齢化が進む農家の土地に対する想いはわれわれ第三者の想像を超える熱量と感じており、機構はじめ関係機関の努力と苦労もまた同様であると感じる。ぜひ積極的効果的な情報発信を強化し、スムーズな中間管理事業推進に向け“外堀を埋める”(社会的関心を高める)取り組みにも意を用いていただきたい。